

寒川町行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第10号

寒川町行政手続条例の一部を改正する条例

寒川町行政手続条例（平成9年寒川町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該町長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3

項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第14条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第21条第3項（新条例第24条後段において準用する場合を含む。）及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。